

都合により日程を変更することがありますので、お問い合わせください。

※内容、相談員、料金、申込方法、電話番号、ファックス番号  
(☎がないものは無料、☎がないものは申込不要)

# 相談室

名称	日・曜日	時間	相談会場	相談員・申込方法など	問い合わせ
家庭児童虐待相談 D V 相 談 談 話	月～金曜日 ※祝日を除く	8:30～17:00	こども家庭課	☎家庭相談員兼母子・父子自立支援員	こども家庭課 ☎(082)420-0407
	上記以外 (児童虐待通告のみ)	—	—	—	市役所当直室 ☎(082)422-2111
家庭児童相談	火～木曜日 ※祝日を除く	10:00～16:00	子育て・障害総合支援センターはあとふる(サンスクエア東広島1階)	☎家庭相談員兼母子・父子自立支援員	はあとふる ☎(082)493-6073
障害者・障害児相談	月～土曜日 ※祝日を除く	8:30～17:15	☎相談支援コーディネーター	☎相談支援コーディネーター	
障害者虐待相談	月～金曜日 ※祝日を除く	8:30～17:15	子育て・障害総合支援センターはあとふる(サンスクエア東広島1階)	☎相談支援コーディネーター	障害福祉課 ☎(082)420-0180
	上記以外 (障害者虐待通告のみ)	—	—	—	
働く女性の相談室	19日(出)	13:30～14:30	市民文化センター研修室3(サンスクエア東広島2階)	☎仕事上の悩み(セクハラ、パワハラ、家庭との両立)や、働きたい女性の相談 ☎電話または窓口(～12日(出))	エスポワール/ 男女共同参画推進室 ☎☎(082)424-3833
		14:30～15:30	—	—	—
ボランティア相談窓口	水・土曜日	13:00～16:00	市民文化センターボランティア活動支援センター(サンスクエア東広島2階)	☎ボランティアコーディネーター	ボランティア活動支援センター ☎(082)424-9590
不登校サポート「親の会」	第3水曜日	13:30～15:00	西条フレンドスペース(サンスクエア東広島3階)	☎電話	西条フレンドスペース ☎(082)421-8494
児童青少年総合相談	教育相談	火～日曜日 (祝日を除く)	10:00～12:00 13:00～16:30	☎教育相談員	児童青少年センター ☎(082)422-3749
	カウンセラー相談	火・金曜日	13:00～16:00	☎臨床心理士 ☎電話または窓口 (開館日の10:00～16:30)	
	子育て相談	火～木・土・日曜日 (祝日を除く)	9:00～12:00 13:00～15:30	☎児童厚生員	

**市政への要望**  
①タイトル②要望事項③住所・名前・電話・ファックス番号を記入の上、あなたの声をお寄せください。

**メールモニター(のんモニ)募集**  
毎月1回程度、市政に関するアンケートをメール配信し、集計結果をホームページで公表します。回答者には、抽選でプレゼントがあります。

**のんモニ**  
地域づくり推進課  
☎(082)420-0924  
☎(082)423-0270

Free of Charge 外国人相談窓口・Information and Consultations・Salão de Comunicação・外国人咨询窗口

言語	曜日	時間	場所	問い合わせ	
Daily Life Consultations 生活相談	English 英語	Tuesdays, Wednesdays, Thursdays【火、水、木】	9:00～17:00	市民文化センター コミュニケーションコーナー (サンスクエア東広島1階)	Communication Corner Salão de comunicação コミュニケーションコーナー ☎(082)423-1922
	Português ポルトガル語	Saturdays, Sundays【土、日】	9:00～13:00		
		Mondays, Fridays【月、金】	13:00～17:00		
		Quartas, Quintas, Sábados【水、木、土】	9:00～13:00		
Legal Consultations 法律相談	中文 中国語	Sextas【金】	13:00～17:00	市民文化センター 研修室 (サンスクエア東広島2階)	(公財)東広島市教育文化振興事業団 ☎(082)424-3811 ☎http://hhface.org/corner/jp.html
	日 時	内 容	場 所		
12日(出)	11:00～14:00 15:00～16:00	弁護士が法律相談に応じます。英語・ポルトガル語・中国語の通訳あり。1週間前までに予約が必要。相談時間は約40分	—		

名称	日・曜日	時間	相談会場	相談員・申込方法など	問い合わせ
法律相談	3日(休)・10日(休)・17日(休)・24日(休)・31日(休)・9月7日(休)	13:00～16:00 ※相談時間は30分以内	地域づくり推進課	☎弁護士 12人/日(超えた場合は公開抽選)☎電話またはファックス、窓口(当日8:30～9:00)※同じ案件は1回限り	地域づくり推進課 ☎(082)420-0924 ☎(082)423-0270
登記・法律相談	9日(休)、9月13日(休)	10:00～12:00 ※相談時間は30分以内	—	☎司法書士 8人/日(先着順)☎電話またはファックス、窓口(当日8:30～9:30)	—
あんしんホット相談	7日(月)・21日(月)・9月4日(月)	10:00～12:00 13:00～16:00 ※相談時間は1時間以内	—	☎法律問題ほか日常生活で生じた様々な問題に関する相談 ☎NPO法人法務総合情報センター 5人/日(先着順)☎電話またはファックス、窓口(相談日の前の週の木曜日正午まで)	—
相続・遺言・成年後見についての相談	29日(火)	10:00～12:00 ※相談時間は30分以内	福富支所(地域振興課)	☎行政書士 4人/日(先着順)☎電話またはファックス、窓口(相談の前日正午まで)	地域づくり推進課 ☎(082)420-0924 ☎(082)423-0270
消費生活相談	月～金曜日 ※祝日を除く	9:00～12:00 13:00～17:00	消費生活センター(市役所北館1階2番窓口)	☎消費者と事業者間の契約トラブルに関する相談 ☎消費生活相談員	消費生活センター ☎(082)421-7189
お昼の消費生活相談	月～金曜日 ※祝日を除く	11:00～13:00	—	☎消費者と事業者間の契約トラブルに関する電話相談	国民生活センター ☎(03)3446-0999
消費者ホットライン	土・日曜日、祝日	10:00～16:00	—	☎国民生活センター職員	国民生活センター ☎188
心配ごと相談・行政相談	西条会場 1日(火)、9月5日(火)	13:00～16:00	市役所北館1階相談室1	(心配ごと相談) ☎心配ごと相談員 (民生委員・児童委員)	(心配ごと相談) 東広島市民生委員 児童委員協議会 ☎(082)420-0932
	八本松会場 9日(火)、9月13日(火)	13:00～16:00	八本松地域センター		
	志和会場 17日(火)	13:00～16:00	志和出張所		
	高屋会場 28日(月)	13:00～16:00	高屋西地域センター		
	黒瀬会場 7日(月)、9月4日(月)	9:00～12:00	黒瀬保健福祉センター		
	福富会場 9日(火)、9月13日(火)	13:00～16:00	福富保健福祉センター		
豊栄会場 15日(火)	13:00～16:00	豊栄保健福祉センター			
河内会場 24日(火)	13:00～16:00	河内保健福祉センター			
安芸津会場 18日(金)	13:00～16:00	安芸津文化福祉センター	☎国の行政に関する要望や相談 ☎行政相談委員	(行政相談) 中国四国管区 行政評価局 ☎(082)228-6173	
自殺予防相談	年中無休	24時間	—	—	広島いのちの電話 ☎(082)221-4343 よりそいホットライン ☎(0120)279-338
不動産売買・賃貸借に関する相談	29日(火)	10:00～16:00 ※相談時間は1時間以内	地域づくり推進課	☎弁護士・宅地建物取引士 5人/日(先着順) ☎電話またはファックス、窓口(相談日の前日の12:00まで)	☎広島県地建物取引業協会安芸賀茂支部 ☎(082)822-7096 ☎地域づくり推進課 ☎(082)420-0924 ☎(082)423-0270
【特設】人権相談	西条会場 1日(火)・8日(火)・15日(火)・22日(火)・29日(火)、9月5日(火)	13:00～16:00	広島法務局東広島支局	☎人権擁護委員	東広島竹原 人権擁護委員協議会 ☎(082)423-7752
	黒瀬会場 7日(月)、9月4日(月)	9:00～12:00	黒瀬保健福祉センター		
	豊栄会場 15日(火)	13:00～16:00	豊栄保健福祉センター		
	河内会場 8日(火)	9:00～12:00	河内保健福祉センター		
安芸津会場 18日(金)	13:00～16:00	安芸津文化福祉センター	☎法務局職員、人権擁護委員	広島法務局東広島支局 ☎(082)423-7707	
【常設】人権相談	月～金曜日 ※祝日を除く	8:30～17:15	広島法務局東広島支局	☎法務局職員、人権擁護委員	—
ひがし広島法律相談センター	毎週水曜日 (変更になることがある)	13:00～16:00	市民文化センター研修室3(サンスクエア東広島2階)	☎広島弁護士会 ☎電話(9:30～16:00) ☎有料	ひがし広島法律相談センター ☎(082)421-0021
遺言・契約書等の作成	月～金曜日 ※祝日を除く	10:00～12:00 13:00～16:00	東広島公証役場	☎公証人 ☎電話	東広島公証役場 ☎(082)422-3733
県民相談	月～金曜日 ※祝日を除く	9:00～17:00	広島県生活センター(県庁農林庁舎1階)	☎離婚、相続、近隣トラブル、交通事故などに関する相談 ☎県民相談員	☎(082)223-8811

**教えて 消費生活**

注文した覚えがない健康食品を送りつけられた!

「相談事例」(70歳代女性)  
「1カ月前に注文を受けた健康食品が出来上がったので、お届けします」と突然電話があった。金額は約2万5千円だという。そんなに高額な健康食品は注文していないと答えたが、「注文しているのだから受け取ってもらわないと困る」と言われた。商品が届いたので仕方なく代金を支払ったが、納得がいかない。

「アドバイス」  
申し込んでいないと伝えても、強引に健康食品を送りつけられたという相談が後を絶ちません。申し込んだ覚えがなく購入するつもりもなければ、電話があったときに、きっぱりと断りましょう。

商品が届いても、代金を支払ってはいけません。事業者名、住所、電話番号をメモした上で、「受け取り拒否」をしましょう。電話で断りきれなかった場合は、すぐに消費生活センターにご相談ください。

☎(082)421-7189